

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月10日

守谷市長 松 丸 修 久



1 和解の相手方

住所 ○○○○○

氏名 ○○○○○

2 和解の内容

(1) 事故発生日時

令和7年6月15日 午後4時30分頃

(2) 事故発生場所

守谷市内

(3) 事故の概要

市道を自動車で走行中、道路の一部が陥没しており、その穴
に当該自動車の運転席側前後輪が落ちてタイヤを損傷させた。

(4) 損害賠償額

5,412円

報 告	頁 数
18号	2